

第38課 法律行為の解釈

これまで、法律行為あるいは意思表示の概念や、他人に法律行為を行わせる場面としての代理の問題を扱ってきたが、少し視点を変えて、ある意思表示や法律行為が行われた場合、その意味内容を確定するという問題を取り扱ってみよう。

第28課で少し触れたとおり、実社会では人が常に民法にきちんと規定されているような形の、あるいは、明確かつ一義的な形の意思表示や法律行為を行っているとは限らない。むしろ、実社会で人が行う意思表示などは、往々にして不完全なことが多く、そのためにトラブルが生じることも多い。しかし、一方で、法律行為が法的保護を受ける、つまり予定された法律効果を発生させるためには、その法律行為は、内容が**確定**していて、**実現可能**であり、かつ、**適法で社会的に不当なものでない**ことが一般的に必要とされているが、これを厳格に考えるあまり、表面に現れた当事者の文言のみで判断し、少しでもこれらの要件に疑問があれば無効だとしてしまつては、取引社会は麻痺してしまうであろう。

そこで、実際の裁判に当たっては、裁判官は常に、まず、合理的な判断によって、不完全な点を補充するなど、不明確な法律行為の内容を確定する作業をしなければならない。また、一見完全な法律行為でも、その内容に不合理な点があったりすると、裁判官は様々な解釈技術を駆使して、その不合理性を取り除く作業をすることもある。これを法律行為の解釈という。

法律行為の解釈は、何よりもまず、表面に現れた文言から、**当事者の合理的な意思**を探求することからはじまる。いったい当事者はどのような意図で当該法律行為、たとえば契約などをしたのか、このことを探求することが必要となる。この場合、文言だけでは未だ当事者の意思がはっきりしないという場合には、条理や事実たる慣習も大いに活用することとなる。さらに、当事者の表示した意思を、合理的に解釈するに当たって、**信義誠実の原則（信義則）**もまた、大きな役割を果たす。

民法自体も、当事者が明確に意思を表明しなかった場合について、紛争解決の基準とすべき規定をたくさん置いている。いわゆる「任意規定」と呼ばれる規定がそれである。任意規定は、当事者がそれによらないことを選択すれば適用されない規定であるが、逆に言えば、当事者がその点について何も言っていなかったり、決めていなかったりした場合には、それが適用されるという意味で、当事者の意思を合理的に補充するものとなるのである。

1 重要語句

a 確定・可能・適法・社会的妥当

法律行為が有効であるために必要な要件である。まず、法律行為は、その内容が確定していなければ、実現のしようがない。次に、法律行為はその内容が実現可能でなければならない。およそ実現不可能な内容（例えば、人を北極星に連れて行くなどという運送契約）は、それ自体法的保護を受け得ないのである。適法性とは、強行規定に反しないことである。強行規定に反する法律行為は、原則として保護は受けない。社会的妥当性を欠く法律行為は、それが強行規定違反になる場合も多いであろうが、法律の明らかな規定はなくても、社会的正義の立場から見て許されないような法律行為は、法もこれを保護しないと解されるのである。このことを一般的な形で表わしているのが民法第90条である。ただ、行政法規や刑罰法規に触れる行為であるからと言って、直ちにこれが無効となるわけではないことに注意を要する（第32課参照）。法規に反した行為が民法上無効であるか否かについては、その法規の趣旨や民法との関係などから、慎重に考える必要がある。

b 当事者の合理的な意思

以前にも少し解説したが（第28課参照）実際に社会で行われる意思表示は不完全なものが多い。例えば、君が酒屋に電話をかけて、「ビールを1ダース持ってきてください。」という注文をし、酒屋が「わかりました。」と言ったとしよう。これでは到底完全に確定した意思表示とはいえない。これでは銘柄も、代金がいくらかも、また、代金をいつ払うかも表示されていないのである。そもそも、「買う」とさえ言っていない。それでも酒屋は、ごく普通に流通している銘柄の、壇に入ったラガービールを12本、君の家に配達してくれるだろう。そして君は、その場で代金を払うであろう。これは、その時点で酒屋にある、中程度の品質のビール12本（民法第401条参照）を、市価で買う、履行期はその日のうち、履行場所は君の家、代金は配達の際に引き換えに支払う（民法第573条、574条参照）という合意がある、と解釈できるわけである。

c 信義誠実の原則

民法第1条が表現している信義誠実の原則は民法上の権利に制限を加えた規定ではあるが、法律行為の解釈に際しても基準となるのである。